

資料編

1 関係者の取組に関する事例紹介

(1) 糖尿病・メタボリックシンドロームの予防の取組

- ① 特定健診・保健指導の実施体制整備支援事業
- ② 生活習慣改善指導推進事業
- ③ 糖尿病予防自己管理支援モデル事業
- ④ 食事写真による栄養分析事業
- ⑤ 個別健康支援プログラム～国保ヘルスアップ事業～

(2) がんの予防の取組

- ① 市報を活用したがん検診普及啓発の取組(平成 18 年度・平成 19 年度)
- ② 「がん検診精度管理委員会」を活用したがん検診の質の向上
- ③ タカシマヤ ピンクリボンキャンペーン(平成 18 年度～)

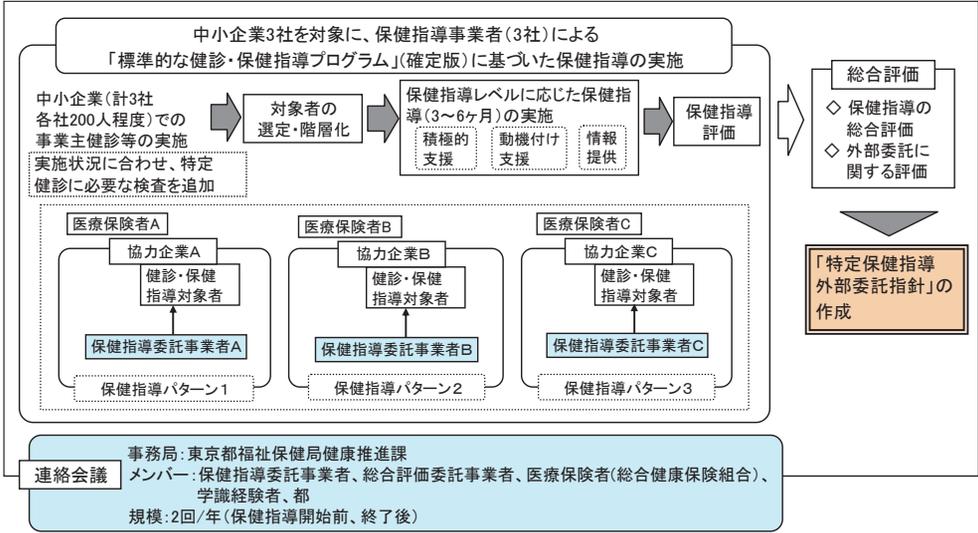
(3) こころの健康づくりの取組

こころの健康づくりのための環境づくり事業

(4) 地域・職域の連携に関する取組

企業・市看護職等による連携事業

(1) 糖尿病・メタボリックシンドロームの予防の取組 【事例①】

事業名	特定健診・保健指導の実施体制整備支援事業（平成19年度）
目的	特定健診・特定保健指導の円滑で効果的な実施を図るため、特定健診の実施体制及び保健指導の外部委託等に関する技術的支援に資するための指針（以下、「ハンドブック」という。）を取りまとめ、医療保険者等に情報提供する。
実施主体	東京都
事業概要	<p>平成20年度からの特定健診・特定保健指導の開始を見据え、中小企業3社を対象に、「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」に基づいた保健指導をそれぞれ保健指導事業者3社に委託して実施（下記図を参照）。また、保健指導委託事業者及び協力企業が加入する医療保険者を対象に、各事業者の特徴や専門分野、委託内容等に関する状況調査等を実施し、本事業における保健指導内容及び保健指導委託に関する総合評価を行う。</p> <p>事業実施に当たっては、学識経験者、医療保険者、保健指導委託事業者、都等の担当者による連絡会議を開催し、事業運営や、総合評価を踏まえて作成するハンドブック等に関する意見交換を行う。</p> <p>これらを踏まえ、ハンドブックとして取りまとめ、医療保険者等に情報提供をする。</p> <p>＜事業の概要＞</p>  <p>＜協力企業における健診及び保健指導＞</p> <p>① 企業の選定 協力企業については各保健指導委託事業者、医療保険者の紹介により中小企業3社を選定する。 ＊ 都内に所在し40歳以上の従業員が200名程度勤務している ＊ 今年度の健診を既に実施し、結果データがある</p> <p>② 健診 被保険者（1社に対しては被扶養者を含む）に対し、事業主健診等の実施状況に合わせて特定健診に必要な検査項目を追加実施し、保健指導対象者の選定・階層化を行う。</p>

③ 保健指導

保健指導事業者 3 社により、積極的支援者へは協力企業ごとに異なる保健指導プログラムを実施する。動機付け支援者へはいずれも面接を実施する。また、保健指導対象外となった情報提供レベルの者についても情報提供後、評価を行う。

[積極的支援者への 3 パターンの保健指導]

	健診・保健指導対象者	初回面接終了後の継続支援方法
パターン 1	被保険者(従業員)のみ	個別面接、電話、文書による支援
パターン 2	被保険者・被扶養者 (従業員・家族(配偶者等))	個別面接、IT、文書による支援
パターン 3	被保険者(従業員)のみ	IT、電話、文書による支援

* 保健指導方法(個別またはグループ面接、電話、e-mail、その他)、指導回数、指導実施者等を考慮した 3 パターンの保健指導プログラムを都が設定
* 各保健指導事業者は、企業別に立案した保健指導計画及び個別保健指導支援計画に基づき、事業者独自の媒体を使用し、上記のうち 1 パターンの保健指導を実施する

成果・結果

1 保健指導の結果概要

協力企業 3 社の 40~64 歳の従業員のうち、本事業への参加に同意した 280 名について、健診及び腹囲計測結果に基づき、階層化を実施したところ、情報提供レベル 236 名(うち 104 名が要医療者)、動機付け支援者 17 名、積極的支援者 27 名であった。そのうち、保健指導の最終評価が得られたのは、情報提供レベル(要医療者を除く) 71 名、動機付け支援者 13 名、積極的支援者 23 名であった。

最終評価の結果、各パターンとも、行動目標が達成され、身体状況(BMI・腹囲)及び生活習慣の改善が認められた良い事例があった。さらに、実施過程における企業との役割分担等の調整が、保健指導利用率や継続率に影響することが示唆された。

また、総合評価として実施した医療保険者等への状況調査結果等からも、企業との具体的な連携方法など実施上の課題等が浮き彫りとなり、ハンドブックの内容に生かすことができた。

*本事業では、初回面接後 4~5 か月後に行った

2 ハンドブックの作成

保健指導の結果等を踏まえ、医療保険者が特定保健指導をアウトソーシングする際に、委託の実施を検討する準備段階から契約、評価に至るまでの必要な業務について記載した冊子「特定保健指導の外部委託ハンドブック(仮称)」を作成する(平成 20 年春公表予定)。

医療保険者等の関係者に情報提供するとともに、今後の特定健診・特定保健指導従事者に対する人材育成に資する資料等として、広く活用を図っていく。

【事例②】

事業名	生活習慣改善指導推進事業
目的	基本健康診査結果が「要指導」の該当者を対象に、医療機関で個別指導を受けることで生活習慣の改善を図り、生活習慣病の発症を予防することを目的とする。
実施主体	区市町村（都補助事業）
事業概要	<p>1 実施体制</p> <p>(1) 実施年度：平成 12～18 年度</p> <p>(2) 指導区分：糖尿病、高血圧、高脂血症、喫煙</p> <p>(3) 実施場所：基本健診委託先医療機関</p> <p>(4) 担当者：個別指導／基本健診委託先医療機関の医師</p> <p style="padding-left: 40px;">※ 必要に応じて区市町村でオリエンテーション、栄養・保健・運動指導を実施</p> <p>2 対象者</p> <p>下記のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本健診の結果が、糖尿病、高血圧、高脂血症のいずれかで「要指導」の判定を受けた者 ・基本健診の結果が、「要医療」「異常を認めず」と判定された者のうち、医師が必要と判断した者 ・喫煙本数が 1 日 20 本以上で禁煙を希望する者 <p>3 周知方法</p> <p>基本健診の結果説明時に医師から参加勧奨を行う。</p> <p>4 実施方法</p> <p>(1) 指導期間：4～6 か月（喫煙は 3 か月）</p> <p>(2) 指導方法：個別指導 3 回、身体検査（1～2 回）、支援レター 1 回</p> <p>(3) 指導の流れ（糖尿病、高血圧、高脂血症）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第 1 回個別指導（基本健診結果説明時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活習慣の把握 ○ 目標値及び生活習慣改善目標の決定 <li style="padding-left: 40px;">※ 高血圧のみ 検査（尿中ナトリウム、カリウム、クレアチニン） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第 2 回個別指導（約 2 か月後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体計測（体重、BMI、血圧） ○ より詳細な生活習慣の把握、指導 ○ 具体的な改善目標の設定 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>支援レター（約 4 か月後）</p> </div>

	<p>検査（第3回個別指導 1～2週間前）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 糖尿病：空腹時血糖、ヘモグロビンA1c ○ 高血圧：尿中ナトリウム、カリウム、クレアチニン ○ 高脂血症：総コレステロール、HDLコレステロール <p>※ 3領域とも体重、BMI、血圧を測定</p> <p>第3回個別指導（約6か月後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目標実行の確認、身体状況の改善確認 ○ 生活習慣継続の励まし 																																																																																				
<p>成果・結果</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 実施地区</p> <table border="1" data-bbox="531 1009 1464 1273"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">H12</th> <th rowspan="2">H13</th> <th rowspan="2">H14</th> <th rowspan="2">H15</th> <th rowspan="2">H16</th> <th colspan="2">H17</th> <th colspan="2">H18</th> </tr> <tr> <th>医療機関型※1</th> <th>区市町村連携型※2</th> <th>医療機関型※1</th> <th>区市町村連携型※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区</td> <td>2</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>17</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3</td> <td>26</td> <td>25</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>14</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>都内の約 1/3 の区市で事業が実施された。</p> <p>※1・・・医療機関で医師の個別指導のみ実施（H12～16 もこれに該当）</p> <p>※2・・・医療機関での医師の個別指導に加え、区市町村でオリエンテーション、栄養・保健・運動指導等を実施</p> <p>(2) 指導人数</p> <p>指導区分のうち最も指導人数が多かったのは高脂血症であった。</p> <div data-bbox="556 1520 1505 1896"> <p style="text-align: center;">生活習慣改善指導推進事業実績(延指導人数)</p> <table border="1" data-bbox="627 1769 1477 1887"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 糖尿病</td> <td>89</td> <td>825</td> <td>1,047</td> <td>810</td> <td>663</td> <td>472</td> <td>917</td> </tr> <tr> <td>● 高血圧</td> <td>0</td> <td>415</td> <td>322</td> <td>317</td> <td>663</td> <td>169</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>▲ 高脂血症</td> <td>285</td> <td>755</td> <td>1,078</td> <td>1,514</td> <td>1,244</td> <td>1,160</td> <td>1,371</td> </tr> <tr> <td>◆ 喫煙</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>27</td> <td>39</td> <td>24</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>2 事業評価</p> <p>事業開始後、実施地区から、「記入する帳票類が多い」、「医療機関の医師がすべての保健指導を実施するのはマンパワーとして限界がある」などの意見があった。そこで平成 17 年度に、帳票類の簡素化、保健指導を区市町村で実施できる「区市町村連携型」を新設するなど、より実施しやすい方法へ改善を図った。</p> <p>事業開始時と比べ、指導期間終了時には参加者の身体状況や生活習慣の意識は一定の改善傾向が見られた。</p>		H12	H13	H14	H15	H16	H17		H18		医療機関型※1	区市町村連携型※2	医療機関型※1	区市町村連携型※2	区	2	18	18	17	16	11	2	12	2	市	1	8	7	5	6	4	0	2	2	合計	3	26	25	22	22	15	2	14	4		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	■ 糖尿病	89	825	1,047	810	663	472	917	● 高血圧	0	415	322	317	663	169	154	▲ 高脂血症	285	755	1,078	1,514	1,244	1,160	1,371	◆ 喫煙	0	11	0	27	39	24	14
	H12							H13	H14	H15	H16	H17		H18																																																																							
		医療機関型※1	区市町村連携型※2	医療機関型※1	区市町村連携型※2																																																																																
区	2	18	18	17	16	11	2	12	2																																																																												
市	1	8	7	5	6	4	0	2	2																																																																												
合計	3	26	25	22	22	15	2	14	4																																																																												
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18																																																																														
■ 糖尿病	89	825	1,047	810	663	472	917																																																																														
● 高血圧	0	415	322	317	663	169	154																																																																														
▲ 高脂血症	285	755	1,078	1,514	1,244	1,160	1,371																																																																														
◆ 喫煙	0	11	0	27	39	24	14																																																																														

【事例③】

事業名	糖尿病予防自己管理支援モデル事業
目的	糖尿病境界域でかつ糖尿病の発症リスクの高い方を対象に、毎日の自己血糖測定と月2回のグループミーティングを通して生活習慣の自己管理能力を高め、糖尿病の発症を予防する。
実施主体	区市町村（都補助事業）
事業概要	<p>1 実施体制</p> <p>(1) 実施年度：平成 17～19 年度（3 年モデル事業）</p> <p>(2) グループ：1 区市町村あたり 3 グループまで</p> <p>(3) 参加人数：1 グループあたり 15 名以下</p> <p>(4) 実施方法：直接又は基本健診委託先医療機関（地区医師会）への委託</p> <p>2 対象者</p> <p>糖尿病境界域でかつ糖尿病の発症リスクを併せ持つ者</p> <p>【対象者基準】</p> <p>カテゴリーA及びカテゴリーBにそれぞれ 1 項目以上該当する者（カテゴリーA）</p> <p>① 空腹時血糖 100～125mg/dl、② 随時血糖値 140～199mg/dl、③ ヘモグロビン A1c 5.3～6.0%</p> <p>（カテゴリーB）①肥満、②高血圧、③高脂血症、④糖尿病の家族歴</p> <p>3 周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査の結果が上記2の該当者全員へ勧奨はがき郵送 ・広報への掲載 ・基本健診委託先医療機関の医師から該当者へ直接勧奨 <p>※ 実施区市町村により周知方法は異なる。</p> <p>4 事業内容</p> <p>6 か月の指導期間で下記の内容を実施する。</p> <p>(1) 空腹時血糖の測定</p> <p>毎日、朝食又は夕食前に自己血糖測定器で空腹時血糖値を測定し、血糖値ダイアリーに記録をし、毎日の生活習慣を振り返る。</p> <p>(2) グループミーティングへの参加</p> <p>月2回（計 12 回）グループミーティングに参加し、糖尿病予防に関する知識を学ぶ。また、参加者同士の意見交換を通し、グループミーティングへの参加意識を高め、生活習慣の改善につなげる。</p> <p>（ミーティング内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション（自己血糖測定器の使用方法） ・個人目標の設定及び評価 ・糖尿病の基礎知識と三大合併症 ・糖尿病と歯の関係

	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病予防のための食事療法、運動療法 ・食事や運動前後の血糖値測定（血糖値の時間的変化の確認） <p>5 事業に関わった専門職 医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、健康運動指導士、理学療法士</p> <p>6 事業評価 事業評価を行うため、参加者から下記のデータを収集する。</p> <p>(1) 身体データ測定 事業終了時に血液検査とBMI、腹囲測定を行い、参加時（健診結果）のデータと比較する。</p> <p>(2) 生活習慣に関するアンケート（事業参加前・後）</p> <p>(3) 生活習慣の意識変化に関するアンケート（事業参加後）</p>												
成果・結果	<p>1 事業実績</p> <table border="1" data-bbox="672 1108 1379 1300"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施地区（グループ数）</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17</td> <td>1 区市町村（1 グループ）</td> <td>8 名</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>4 区市町村（9 グループ）</td> <td>69 名</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>4 区市町村（8 グループ）</td> <td>74 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 身体状況の変化（H18 年度） 事業参加後、空腹時血糖、ヘモグロビンA1c、総コレステロール、BMI、ウエストの値が有意に改善した。</p> <p>3 生活習慣の変化（H18 年度） アンケートの結果、事業参加後、「主観的健康観が良いと感じる者」は6.7%から50.0%、「間食をしない者」は50.0%から75.0%に増加。また、事業への参加をきっかけにして、食習慣は97.2%、運動習慣は72.2%の者が「気を付けている」と回答した。</p> <p>4 フォローアップ状況（H18 年度） 全9グループ中6グループで自主グループが結成された。また、2グループでフォロー教室を開催した。また、事業終了後6か月に3グループ、1年後に1グループが血液検査等を実施したところ、空腹時血糖やヘモグロビンA1cは事業終了時の値を維持していた。</p> <p>5 実施方法の評価 毎日1回の空腹時血糖測定は、糖尿病境界域の者の中には空腹時血糖の値が正常で日々の変動がほとんどなかったため、意識付けにならなかった、毎日の測定に負担感があった等の意見があり課題が残った。食事や運動前後の血糖測定を実施すると、血糖値の変化や食事や運動の効果等が確認でき有益であったため、空腹時血糖測定と組み合わせて実施すると有効である。</p>		実施地区（グループ数）	参加人数	H17	1 区市町村（1 グループ）	8 名	H18	4 区市町村（9 グループ）	69 名	H19	4 区市町村（8 グループ）	74 名
	実施地区（グループ数）	参加人数											
H17	1 区市町村（1 グループ）	8 名											
H18	4 区市町村（9 グループ）	69 名											
H19	4 区市町村（8 グループ）	74 名											

【事例④】

事業名	食事写真による栄養分析事業
目的	自分の食事を写真撮影し、市に送り栄養診断等を受けることで、手軽に自分の摂取カロリーや栄養バランスを把握し、自己の食習慣の改善を図る。
実施主体	武蔵村山市
事業概要	<p>1 実施体制</p> <p>(1) 実施年度：平成 17 年から</p> <p>(2) 実施場所：保健相談センター（栄養分析は民間業者へ委託）</p> <p>2 対象者</p> <p>市民</p> <p>3 周知方法</p> <p>市報、ホームページ、保健事業一覧表（年間予定表・配布冊子）</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) 参加申込み</p> <p>保健センターから事業案内と食事写真の撮影時に使用する「スケール」（食事の大きさを把握するものさし）を配布</p> <p>(2) 食事写真撮影</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1～3日間の食事を毎食撮影する。 ・ 「スケール」を食事の手前に置き、食卓全体と各お皿の写真を撮影する。 ・ 揚げ物などは、半分に割って中身が見えるように撮影する。 ・ アルコールは原液、コーヒー等に入れる砂糖は角砂糖を並べるなどして撮影する。 <p>(3) 食事写真提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健相談センターへ、撮影した食事写真と身長・体重、疾患等の身体状況を記入した「食事画像アンケート」を提出する。提出方法は下記の2通りから選択。 <p>①電子メールを使用する場合</p> <p>デジタルカメラやカメラ付き携帯電話で食事を撮影し、電子メールで写真を送付。</p> <p>②電子メールを使用しない場合</p> <p>使い切りカメラ（市配布）で食事を撮影し、カメラを保健センターへ提出。</p> <p>(4) 栄養分析及び栄養診断</p> <p>食事写真の栄養分析は委託業者が行う。診断は栄養分析に加え、参加者ごとの身体状況や疾患等に応じたアドバイスも盛り込む。</p> <p>診断結果は、保健相談センターから電子メール又は保健センターに来所して受け取る。</p>

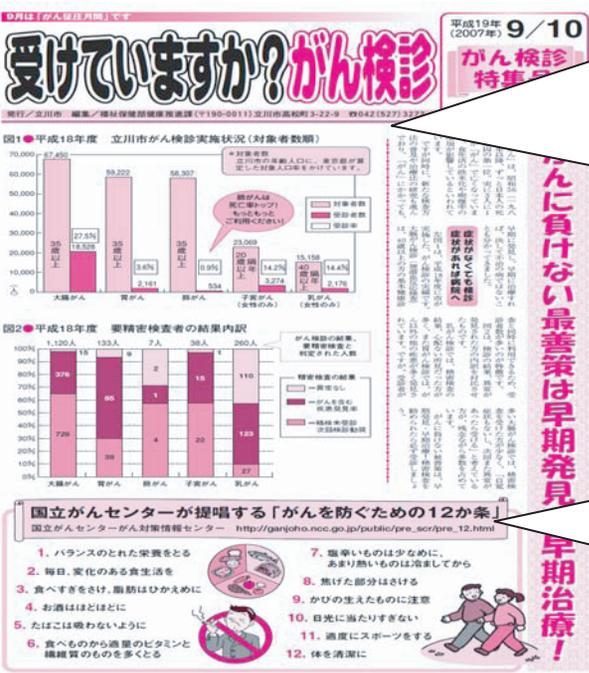
	<p>(5) 栄養相談の実施 必要に応じて管理栄養士の栄養相談を受けることが可能</p> <p>5 事業にかかわった専門職 市の管理栄養士</p> <p>6 事後フォロー 事業修了者に対し、勸奨はがきを送付し再度食事診断を実施。</p>
成果・結果	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 参加人数 平成 17 年度 40 名、平成 18 年度 42 名</p> <p>2 栄養分析結果 (H18 参加者)</p> <ul style="list-style-type: none">・食事写真の分析の結果、「理想的な食生活」の者40.0%、「注意が必要な者」50.0%、「至急改善が必要」な者は 13.0%であった。・栄養バランスは、「塩分過剰傾向」の者76.1%、「脂質過剰傾向」の者は 63.0%であった。 <p>3 事後フォローの参加状況 勸奨はがきを送付した 39 名のうち 7 名が参加した。</p>

【事例⑤】

事業名	国保ヘルスアップ事業（個別健康支援プログラム）
目的	国民健康保険の被保険者の生活習慣病予備群を対象に、「個別健康支援プログラム」を実施することで、被保険者の健康増進、疾病の発症予防、ひいては、医療費の抑制に寄与する。
実施主体	区市町村（国民健康保険所管）
事業概要	<p>「個別支援プログラム」とは 国民健康保険の保険者が被保険者の健康増進を図るため、国が提示する国民健康保険の保健事業の一つ。 区市町村の保険者（国民健康保険担当部署）が区市町村の関係部門や関係団体と連携し、レセプト、基本健康診査結果等から地域の健康課題を把握。その結果から「個別健康支援プログラム」を作成し、プログラムに基づく支援、評価、フォローを実施。（参加者が自ら身体状況、生活習慣を認識し、生活習慣の改善に主体的に取り組む「支援」を行うことが特徴）</p> <p style="text-align: center;">稲城市の取組事例（平成18年度）</p> <p>1 実施体制 市の国保所管部、基本健診所管部、教育部、企画部からなる連絡協議会を設置。事業運営は外部委託</p> <p>2 地域の健康課題の把握 ①レセプトデータ及び基本健診結果の分析（両データの突合分析を含む） ②分析結果 ・外来医療費：「高血圧」「高脂血症」「糖尿病」が3割 ・基本健診結果：動脈硬化の危険因子（肥満、高血圧、高脂血症、高血糖）を1つ以上保有者は77.3% ③明らかになった健康課題 予防に注力すべきは上記3疾病 →「肥満及びメタボリックシンドローム対策」が必要</p> <p>3 プログラムの目標設定、対象集団選定、プログラム構成検討 ①目標の設定：「参加者の体重・腹囲各5%減少」※内臓脂肪の減少に焦点 ②対象集団の検討：分析結果からプログラムの対象選定基準を設定 [重点ハイリスク群] メタボリックシンドローム該当者* [ハイリスク群] メタボリックシンドローム予備群*、肥満者、動脈硬化危険因子複数有所見者（肥満を除く） [ハイリスク予備群] 動脈硬化因子（肥満を除く）1つ該当者 * それぞれ、特定保健指導の「積極的支援」、「動機付け支援」レベル該当者 ③プログラム構成の検討（支援期間3か月） ア 「教室参加型支援コース」 コース：3コース（食生活改善、運動習慣定着、食事・運動） 定員：各コース40名（計120名）</p>

	<p>イ 「通信教育型支援コース」 ※複数回教室参加が難しい人の参加促進 定員：80名 支援内容：事前説明会、支援ゆ-3回、結果測定会</p> <p>4 参加者の募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の国保健康づくりイベントで募集パンフレットを配布 → 応募率 25.6% (申込者数/パンフレット配布数) ・基本健診結果から、上記 3②該当者を抽出し、個別に募集パンフレットを郵送 → 応募率 16.6% (申込者数/パンフレット配布数) <p>5 参加前のアセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血液検査、血圧測定、身体測定、生活習慣・健康意識に関する問診を実施 ・参加者のメタボリックシンドローム該当者の状況 → 「教室型」48%、「通信型」26% <p>6 個別健康支援プログラムの実施</p> <p>参加者をグループ分けし、上記3③の各支援プログラムを実施 ※参加者にはチャレンジ目標を設定させた</p> <p>7 参加後のアセスメント 上記5に同じ</p> <p>8 プログラムの評価 アウトプット、アウトカム、プロセス評価の実施</p> <p>9 成果・結果</p> <p>【アウトプット評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○参加申込み状況 <ul style="list-style-type: none"> ・446名(223%)と定員(200名)を大きく上回ったため、健康リスクに配慮して対象者を選定した。 ・男性参加者は、「教室型」29.7%、「通信型」40.0%と、通信型の方が参加者が多かった。 ○プログラム継続率：「教室型」94.3%、「通信型」77.3% <p>【アウトカム評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目標達成状況：「教室型」-腹囲のみ達成(腹囲5%減、体重2.8%減) 「通信型」-未達成(腹囲2.3%減、体重2.3%減) ○身体状況 <ul style="list-style-type: none"> ・メタボリックシンドローム該当者のうち「教室型」44%、「通信型」50%が、該当者から脱却 ・血液検査結果は、「教室型」「通信型」ともに全ての項目で改善した。(中性脂肪は大幅改善) ○通院回数・服薬状況 「教室型」24.5%、「通信型」17.4%の者が受診状況が改善した。 <p>【プロセス評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○プログラム内容 アンケート調査の結果、参加者の8~9割の者が、実施方法、指導内容、支援頻度、教材等について8~9割の者が有効であったと回答した。 <p>10 その他</p> <p>修了者を「国保ヘルスアップサポーター」に認定し、事業のアドバイザーとして、次年度の国保ヘルスアップ大会で経験談を発表等</p>
--	---

(2) がんの予防の取組 【事例①】

事業名	市報を活用したがん検診普及啓発の取組(平成18年度・平成19年度)
目的	「がん征圧月間」に合わせ、9月の市報にがん検診特集を組み、がん検診の意義・実績・実施方法等を市民にわかりやすく伝え、検診の受診促進等を図る。
実施主体	立川市
事業概要	<p>実際の紙面(第一面)</p>  <p>実際の紙面(第二面)</p>  <p>ポイント1</p> <p>市の「がん検診の受診状況」や「要精密検査の結果」をグラフ化。 要精密検査となった場合に、精密検査を受診することの重要性を視覚的に訴えて、わかりやすく伝える。</p> <p>ポイント2</p> <p>がんを防ぐための12か条(国立がんセンター掲唱)の掲載</p> <p>ポイント3</p> <p>担当医が受診者の疑問に答える形で、大腸がん検診の精密検査の重要性や内視鏡検査の実際をやさしく解説。</p> <p>ポイント4</p> <p>看護師が声をかけながらの検査風景や精密検査受診者から寄せられた感想を紹介し、受診者の不安を軽減。</p>

実際の紙面（第三面）

がん検診特集号 健康推進課健康推進課

胃がんは罹患率が最も多く、死亡率も最も高いです。20歳から受けましょう！

胃・大腸・肺がん検診

対象 ● 35歳以上の方
※ただし、以下の方は受けられません。
<胃がん検診>
・胃のレントゲン検査後10か月を経過していない方
・胃の手術を受けたことがある方または治療中の方
・膵臓がん、帝王切開などの外科的手術後1年以内の方
・妊娠中、授乳中の方
<肺がん検診>
・肺のレントゲン検査後6か月を経過していない方

受診日と実施場所 ● ※の日が肺がん検診も実施
検診時間は、いずれも午前中。1週間前に受診希望を郵送します。

期	日	会場	日	会場
12月 3日(月)	立川市健康センター	12月 5日(水)	立川市健康センター	
12月 7日(金)	立川市健康センター	12月 7日(金)	立川市健康センター	
12月 8日(土)	立川市健康センター	12月 8日(土)	立川市健康センター	
12月 9日(日)	立川市健康センター	12月 9日(日)	立川市健康センター	
12月 10日(月)	立川市健康センター	12月 10日(月)	立川市健康センター	

検診内容と検診費用 ●

胃がん検診 (胃鏡X線検査)	900円
大腸がん検診 (便便X線検査2回)	300円
肺がん検診 (胸部X線検査)	800円
肺がん検診 (胸部X線検査+胸部超音波検査)	1,000円

胃・大腸・肺がん検診申し込み●下記いずれかの方法で。
①生活保護受給者・健康推進課健康推進課へ電話予約(527)3272
または来館(いずれも月～金/8:30～17:00)
②申込：9月25日(印刷済み)までに下記申込書を切り取り、
郵送(がはらに貼付または90円切手を貼った封筒にて投函。→第1希望に添えない場合があります。

子宮がん検診

20歳以上の女性(2年に1度の検診です)
近年、市の検診を受けている方や、
妊娠中または妊娠後経過観察中の方は
受けられません。

受診期間●10月1日(月)～11月16日(金)
実施場所●市内部定医療機関14か所(詳しくは受診票に同封)
検診内容●阴道・宫颈細胞診
検診費用●細胞診1,000円 細胞診+体診2,000円

子宮・乳がん検診申し込み●下記いずれかの方法で。
①郵送：下記申込書を切り取り、がはらに貼付
または80円切手を貼った封筒にて投函。
→折り返し、受診票等を郵送します。
②健康推進課へ来館：受付は月～金/8:30～17:00

子宮がん検診申し込み●下記いずれかの方法で。
①郵送：下記申込書を切り取り、がはらに貼付
または80円切手を貼った封筒にて投函。
→折り返し、受診票等を郵送します。
②健康推進課へ来館：受付は月～金/8:30～17:00

子宮がん検診申し込み●下記いずれかの方法で。
①郵送：下記申込書を切り取り、がはらに貼付
または80円切手を貼った封筒にて投函。
→折り返し、受診票等を郵送します。
②健康推進課へ来館：受付は月～金/8:30～17:00

子宮がん検診申し込み●下記いずれかの方法で。
①郵送：下記申込書を切り取り、がはらに貼付
または80円切手を貼った封筒にて投函。
→折り返し、受診票等を郵送します。
②健康推進課へ来館：受付は月～金/8:30～17:00

ポイント5

市のがん検診の広報

- ★ 対象
- ★ 受診日・実施場所
- ★ 検診内容・費用
- ★ 申し込み先 など

ポイント6

切り取ってそのまま
使えるがん検診申込書
市報をみて受診した
と思った市民がすぐ
に申し込める。

ポイント7

婦人科検診に関する
よくある質問とその回
答を掲載。

- Q 婦人科検診が不安。
どんな検査なの？
- Q マンモグラフィ検査
って痛いの？ 等

ポイント8

ピンクリボン in 東京
のイベントや乳がん予
防教室のお知らせを掲
載。

実際の紙面（第四面）

270 健康推進課健康推進課

平成19年(2007年)9月10日

がん検診特集号

子宮がん検診
Q 子宮がん検診は不安です。どんな検査なの？
A 子宮がん検診は、子宮の頸部を指で触る検査です。近年、市の検診を受けている方や、妊娠中または妊娠後経過観察中の方は受けられません。

乳がん検診
Q 乳がん検診は不安です。どんな検査なの？
A 乳がん検診は、胸部X線検査です。近年、市の検診を受けている方や、妊娠中または妊娠後経過観察中の方は受けられません。

マンモグラフィ検査
Q マンモグラフィ検査って痛いの？
A マンモグラフィ検査は、乳房を圧迫して撮影する検査です。近年、市の検診を受けている方や、妊娠中または妊娠後経過観察中の方は受けられません。

ご存知ですか？乳がん撲滅を願う「ピンクリボンキャンペーン」
●各地で開催されるイベントにぜひご参加ください●

ピンクリボン in 東京2007
東京都乳がん検診率は、全国平均の1.2倍、全国一の高さを誇ります。多くの方が乳がんに関心を持ち、積極的にがん検診を受けるようになってきました。そんな思いを込めて「ピンクリボン in 東京2007」を開催します。

日時●10月10日(月) 正午～午後7:30
会場●都庁市民広場
内容●乳がん検診相談、マンモグラフィ体験、がん検診の重要性を伝えるパネルディスカッション、がん検診の重要性を伝えるパネルディスカッション、がん検診の重要性を伝えるパネルディスカッション

乳がん予防教室
「乳がんにならないためになっても遅くないために」
乳がんは都市生活の欧米化などにより年々増加しています。乳がんの早期発見は、治癒率の高い検査です。乳がんによる予防法や早期発見のための検診について学びませんか？自己検診の実習指導も行います。

日時●10月30日(火) 午後13:00～4:00
会場●健康推進課
講師●東京都がん検診センター医師
対象●40歳以上の女性
定員●35人(申込順)
申込み●9月10日から、健康推進課(527)3272へ。

成果・結果

- 市民の関心が高まり、特集を始めた17年度に比べ、受診者が増加した。
- 本事例は、がんや検診に対する住民広報を効果的に行う上で非常に参考となる工夫が凝らされており、どの自治体でも取組可能な事例である。
- HPの紙面づくりなど様々な広報媒体の作成にも応用できる。
- 広報のほか、検診機関への説明会を開催し、受診率向上に取り組んでいる。

【事例②】

事業名	「がん検診精度管理委員会」を活用したがん検診の質の向上
目的	学識経験者等で構成する「がん検診精度管理委員会」を設置し、がん検診事業の有効性や精度管理の向上に関し検討することにより、がん検診の質を高め、がんの早期発見、早期治療につなげる。
実施主体	杉並区
事業概要	<p>1 「がん検診精度管理委員会」の設置（平成 16 年） （委員会の所掌事務）</p> <p>① がん検診事業の有効性及び精度管理の向上に関すること ② 今後のがん検診の方向性に関すること ③ その他の検診に関し、区長から諮問されたこと</p> <p>2 平成 19 年度の取組</p> <p>(1) 検討課題</p> <p>ア 平成 20 年度からの特定健診の開始に伴い、基本健診と同時実施している大腸がん検診のあり方について、精度管理の側面から検討する。 イ 大腸がん検診等、精密検査（以下、「精検」という。）結果の把握率の低いがん検診について、精検結果の把握方法等を検討する。 ウ 基本健診と同時実施している血清ペプシノゲン検査の継続の有無を含め、平成 20 年度以降の胃がん検診の実施方針を検討する。</p> <p>(2) 検討内容</p> <p>【大腸がん検診の実施方法】</p> <p>ア 現状及び課題</p> <p>① 一次検診は基本健診と同時に複数の医療機関で実施しているが、基本健診が平成 19 年度で終了となるため、実施方法の見直しが必要。 ② 精検結果の把握方法の検討。 ③ 対象年齢を「30 歳以上」に区基準（40 歳以上）より引き下げて実施しているが、効果が不明。</p> <p>イ 対応策</p> <p>【国保加入者】 特定健診と同時に実施。対象年齢は 40 歳以上。 【社会保険等加入者】 単独検診を新たに開始し、検診機会のない区民への受診機会を設けるとともに、以下により精検結果把握の集約化を図る。</p> <p>① 精検結果把握に関するデータ管理業務を医師会に委託し、精検結果把握率の向上を図る（20 年度単独実施分から開始）。 ② 一次検診実施医療機関は結果データを医師会に送付。 ③ 検査の結果、「要精検」該当者の精検実施状況や精検結果について、必要に応じて医師会が一次検診実施機関に照会を行い、精検結果を把握。</p> <p>ウ 残された課題</p> <p>① 精検実施医療機関から一次検診実施医療機関への報告ルートが完全には確保されていない。</p>

	<p>② 本人への精検結果の照会は、プライバシー保護や疾病告知に関する配慮が必要。</p> <p>③ 基本健診が特定健診に移行することにより、区の大腸がん検診受診率はどの程度低下するか。</p> <p>④ 大腸がん精検受診者の結果把握率はどの程度向上するか。(一次検診実施医療機関の結果把握率に左右される。)</p> <p>【胃がん検診の実施方法】</p> <p>ア 現状及び課題</p> <p>① 血清ペプシノゲン検査について、厚労省「有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン」において、「死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められない。」とされているため、継続実施の有無を検討する。</p> <p>② 胃部X線透視検査による検診実施機関は1か所であり、受診率が低い。</p> <p>③ 精検受診率の正確な把握ができない。</p> <p>イ 対応策</p> <p>① 血清ペプシノゲン検査の廃止。</p> <p>② 複数の医療機関等で胃部X線透視検査による検診を新たに開始。</p> <p>③ 大腸がん検診同様に、精検結果把握に関するデータ管理業務を医師会に委託し、精検結果把握率の向上を図る。</p> <p>ウ 残された課題</p> <p>① 大腸がん検診のウ①②と同様に、精検結果把握率の向上に関する課題がある。</p> <p>② 対象年齢（現在は35歳以上）の検討。 (国基準は40歳以上。都補助金の交付基準は35歳以上であったが廃止されたため、国基準に合わせるべきか。)</p> <p>③ 検診の制度変更についての住民への周知方法。</p> <p>(3) 評価等</p> <p>東京都が区市町村に対し実施したがん検診精度管理評価事業(評価シート等の提出を依頼)について、当該自治体分を「がん検診精度管理委員会」で分析。特に検診実施機関への調査結果の分析を実施</p> <p>ア 各がん検診別に昨年度と比較し、後退した項目の分析</p> <p>イ 各がん検診別に昨年度と比較し、今年度新たに問題となった項目の検討</p> <p>ウ 大腸がん検診精密検査結果の把握状況を委託医療機関に対し調査</p>
成果・結果	<p>○ がん検診の精度管理に関して、学識経験者等で構成する委員会で検討することにより、課題の明確化ができています。</p> <p>○ 課題への対応策を講ずることによって、質の高いがん検診事業の実施につなげることができる。</p> <p>○ がん検診の受診方法等に関する検討結果を区民に公表している。</p> <p>○ 区市町村がん予防対策推進計画策定の参考になる取組である。</p>
備考	東京都医療保健政策区市町村包括補助を活用

【事例③】

事業名	タカシマヤ ピンクリボンキャンペーン（平成18年度～）
目的	顧客及び従業員を対象として、本社、全国の店舗及びグループ会社でピンクリボン運動を展開し、乳がんの早期発見・早期治療の大切さを伝え、乳がん検診受診率の向上を目指す。
実施主体	株式会社 高島屋
事業概要	<p>1 実施企業の概要 〔株式会社 高島屋〕 主な事業内容：百貨店業、法人事業、通信販売事業等 店舗数：全国20店舗（都内 東京店、新宿店、玉川店、立川店） 総従業員数：12,436名（連結子会社除く。嘱託員、契約社員及びパート社員含む。／2007.2.28現在）</p> <p>2 事業概要（平成19年度の取組） (1) 事業名：2007 タカシマヤピンクリボンキャンペーン (2) 期間：平成19年10月1日（月）～31日（水）まで (3) 内容</p> <p>従業員に対するピンクリボン運動</p> <p>① 「ピンクリボンランチ」の販売 グループ会社を含む23の従業員食堂で販売。食堂内には、従業員向けポスターを製作・掲出し、従業員の家族も含めた検診受診の大切さを伝えた。</p> <div data-bbox="556 1462 962 1695" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="994 1462 1535 1978" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="556 1731 973 1986" data-label="Image"> </div> <p>② 社内報等による普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャンペーンの事前告知（主旨や内容等）や実施結果の周知 ・ 婦人科検診の実施周知及び受診促進 検診月の前月にお知らせを掲載。検診に対する誤解や受診方法を詳細に掲載し、受診促進を図る。 〈掲載紙〉 グループ報「T-Times」（季刊・7万部） 「CSR NEWS」（月刊・7万部）

	<p>③ 乳がんに関するアンケートの実施 秋に1回実施（2006年は春・秋2回実施） ※ 対象者は本社各部・各店舗から350名程度</p> <p>④ ピンクリボンQ&Aの作成 10月のキャンペーン時に、店頭でのお客様への啓発活動に必要な情報を共有するために作成。9月下旬に全従業員に配布。</p> <p>お客様に対するピンクリボン運動</p> <p>① ポスター掲出、リーフレット配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「あなたと、あなたの大切な人のために、乳がん検診を受けましょう」の啓発メッセージ入りポスターを製作し、各店舗に掲出。 ・ 乳がんの自己触診方法を掲載したリーフレットを店頭入口やエレベーター付近に配置。 ・ 2店舗において、乳がんの予防、検診、及び相談先等の情報を分かりやすく伝えるためのパネル展を開催。 <p>② 「高島屋オリジナル ピンクリボンバッチ」の販売 全国20店舗で販売（単価200円（リーフレット付き））</p> <p>③ 「ピンクリボン特別メニュー」の販売 店舗内の賛同する飲食店と協力し、女性の美と健康に配慮した特別メニューを販売。（協力飲食店でも②のバッチを販売）</p> <p>④ チャリティーオークションの実施 人気スタイリストのプロデュースによる「究極のジャケット展」を開催し、展示品のオークションを実施 ※ 上記②～④の売上げの一部を（財）日本対がん協会「乳がんをなくすほほえみ基金」に寄附した。</p>
成果・結果	<p>1 従業員の声（2007年度のアンケート結果より） 下記結果からピンクリボン運動の大切さを再確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「当社グループの社会貢献活動として定着した」という回答が85% ・ 男性へ質問項目「大切なパートナーを守るために男性にとって大切な活動である」の回答が100%。（運動2年が過ぎ、男性従業員の活動への共感性が高まっている様子が窺える。） ・ 「婦人科検診を既に受診、これから受けようと思う」の回答が89%。 <p>2 社における婦人科検診の受診率の状況（被扶養者を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2005年度 37.7% ・ 2006年度 41.1%（キャンペーン開始年度）
備考	「ピンクリボン」については56ページを参照

(3) こころの健康づくりの取組

事業名	こころの健康づくりのための環境づくり事業（平成18年度～）
目的	地域産業保健センターと保健所が連携し、中小企業や小規模事業所勤務者のストレス対処能力向上を図るための取組を実施することにより、地域産業保健センターを中心とした中小企業等の「こころの健康づくり」への取組の推進に寄与する。
実施主体	都保健所・特別区（区部は都委託事業）
事業概要	<p>各地域内の協力企業を募集し、決定した企業においてストレス対処能力の向上を図るための取組を、地域産業保健センターと保健所が連携して行い、取組前後の事業主、従業員へのアンケート等からこころの健康づくりに関する認識の変化等を検証する。</p> <p>また、事業の実施に当たっては事業の円滑な運営のため、各地域において地域・職域の関係者による連携会議を設置し、連携体制の強化を図る。</p> <p>《事業の概要》</p> <p>※ 使用ツールを平成18年度に協働作成。必要に応じて改編し平成19年度以降も使用。 ◇セルフチェックシート ◇ストレスについてのリーフレット ◇アンケート</p> <p>・関係機関からの紹介 ・関係機関の機関誌、広報紙等による募集 ・事業主が集まる場を活用した事業説明会等</p> <p>企業への個別事業説明 電話・訪問</p> <p>協力企業の募集・紹介</p> <p>協力企業の決定</p> <p>ストレス対処能力の向上を図るための取組 (2～3ヶ月間)※</p> <p>①ストレスに関するセルフチェックの実施</p> <p>②セルフチェック後のサポート</p> <p>◆ストレスに関する健康教育(出前講座)</p> <p>◆個別相談：地域資源、医療機関等の紹介</p> <p>◆講演会</p> <p>事業評価</p> <p>《事業主》 ◇取組前後にアンケート実施 ⇒こころの健康づくりの取組に関する認識や取組状況等を検証</p> <p>《従業員》 ◇取組後にアンケート実施 ⇒こころの健康づくりに関する認識等を検証</p> <p>連携会議 《区・二次保健医療圏単位(多摩地域)》</p> <p>メンバー：地域産業保健センター、地区医師会、商工会、労働基準監督署、区市町村等 事務局：保健所</p> <p>平成18年度は葛飾区保健所・東京東部地域産業保健センター、東京都多摩府中保健所・多摩東部地域産業保健センターにて、平成19年度は板橋区保健所・東京城北地域産業保健センター、東京都西多摩保健所・西多摩地域産業保健センターにて実施した。</p>

成果・結果

＜平成 18 年度の取組から＞

1 ストレス対処能力の向上を図るための取組結果の概要

2つの地域の協力企業である22企業 延べ575名の従業員に、ストレス対処能力の向上を図るための取組を実施した。

アンケート結果から、従業員については「こころの健康」についての理解が深められ、身近な問題として考える機会の提供となったと考えられる。また、事後に「家族や会社の人等だれかに相談しようと思う」と回答する割合が増加する等、ストレス対処能力の向上にもつながっていることが示唆された。

事業主については実施後、「こころの健康づくり」の取組を「実施している」「実施しようと思う」と回答する割合が増加しており、取組意識が変化していた。さらに地域産業保健センターの認知度が向上したことは、企業における今後の取組の推進につながると期待される。

* 規模は5～48名、業種は製造業、加工業、運送業、介護サービス業、土木業等

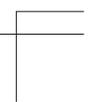
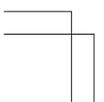
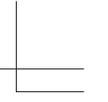
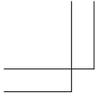
2 地域と職域の関係機関との連携について

連携会議の場で、中小企業における「こころの健康づくり」のアプローチの困難性等の課題や、地域・職域の協力体制の重要性が認識できた。また、具体的な取組過程で関係性が深められ、講演会や調査の協働実施など新たな取組につながった。

(4) 地域・職域の連携に関する取組

事業名	企業・市看護職等による連携事業
目的	地域・職域において相互に情報交換を行い、保健事業に関する共通理解のもと、それぞれが有する保健医療資源の相互活用、又は保健事業の共同実施により連携体制を構築することで包括的な保健事業を展開する。
実施主体	日野市
事業概要	<p>1 連携体制の検討</p> <p>「日野人げんき！プラン」（日野市健康推進計画（平成15年度策定））の中に女性の健康づくり事業が位置付けられ、企業との連携が計画されていた。そのため、平成16年度に市内の看護職のいる企業4社へ訪問し、企業における女性の健康づくりの取組や市への要望等について聞き取りを行った。その中で、企業側から市の事業内容がわからない、企業間での情報交換の場がないとの意見があったため、連携会議の設置を企画した。</p> <p>2 企業・市看護職等連絡会の設置</p> <p>(1) 体制</p> <ul style="list-style-type: none">・市内4企業（従業員約900～6,000名） 看護職又は健康づくり担当事務管理職・市健康福祉部健康課 保健師、栄養士 <p>3 連絡会議の開催</p> <p>○第1回連絡会議（平成18年1月）</p> <p>（内容）</p> <ul style="list-style-type: none">・企業、市それぞれの健康づくり体制の情報交換・協働できる事業の検討（イベント等） <p>○第2回連絡会議（平成18年12月）</p> <p>（内容）</p> <ul style="list-style-type: none">・企業から市の要望事項についての情報交換・医療制度改革についての情報交換 <p>○第3回連絡会議（平成19年11月）</p> <p>（内容）</p> <ul style="list-style-type: none">・特定健康診査・特定保健指導についての情報交換・心の健康づくりについての情報交換・共通の健康課題について、研修会や共同研究の実施を検討 <p>4 健康づくり事業の連携</p> <p>○企業イベントへの参加（平成18年度、平成19年度）</p> <p>市内3企業のイベントに市の健康コーナーを設置し、保健師が市の事業のPR、健康相談、血管年齢測定等を実施した。</p>

	<p>○職員向け健康教育への協力（平成 19 年度） 企業が職員向けの集団健康教室を開催し、市の栄養士が講師を務めた。</p> <p>○健康教育媒体の貸し借り 市から企業へ乳房モデルなどを貸し出した。</p> <p>○企業家族の健康相談の連携 企業家族の健康問題について企業と市の双方で支援することを目的とし、現段階では、企業からの紹介により市が介護や子育て等の相談を実施した。</p>
<p>成果・結果</p>	<p>1 連携を進める上で重視した点 地域と職域における共通の健康課題の把握</p> <p>2 事業の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職域との連携体制ができたことで、企業と市、企業間同士での情報交換を行うようになった。 ・メタボリックシンドロームや壮年期の心の健康づくり等が共通の健康課題として把握できた。 <p>3 事業の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の看護職と連携するに当たり、看護職の企業内での立場や位置付けが各企業で異なるため、企業によっては上層部の理解を得る必要があり、連絡会設置までに時間を要した。また、理解が得られない企業もあった。 ・看護職と直接連絡が取れない企業もあり、連携が難しい面もあった。



2 その他

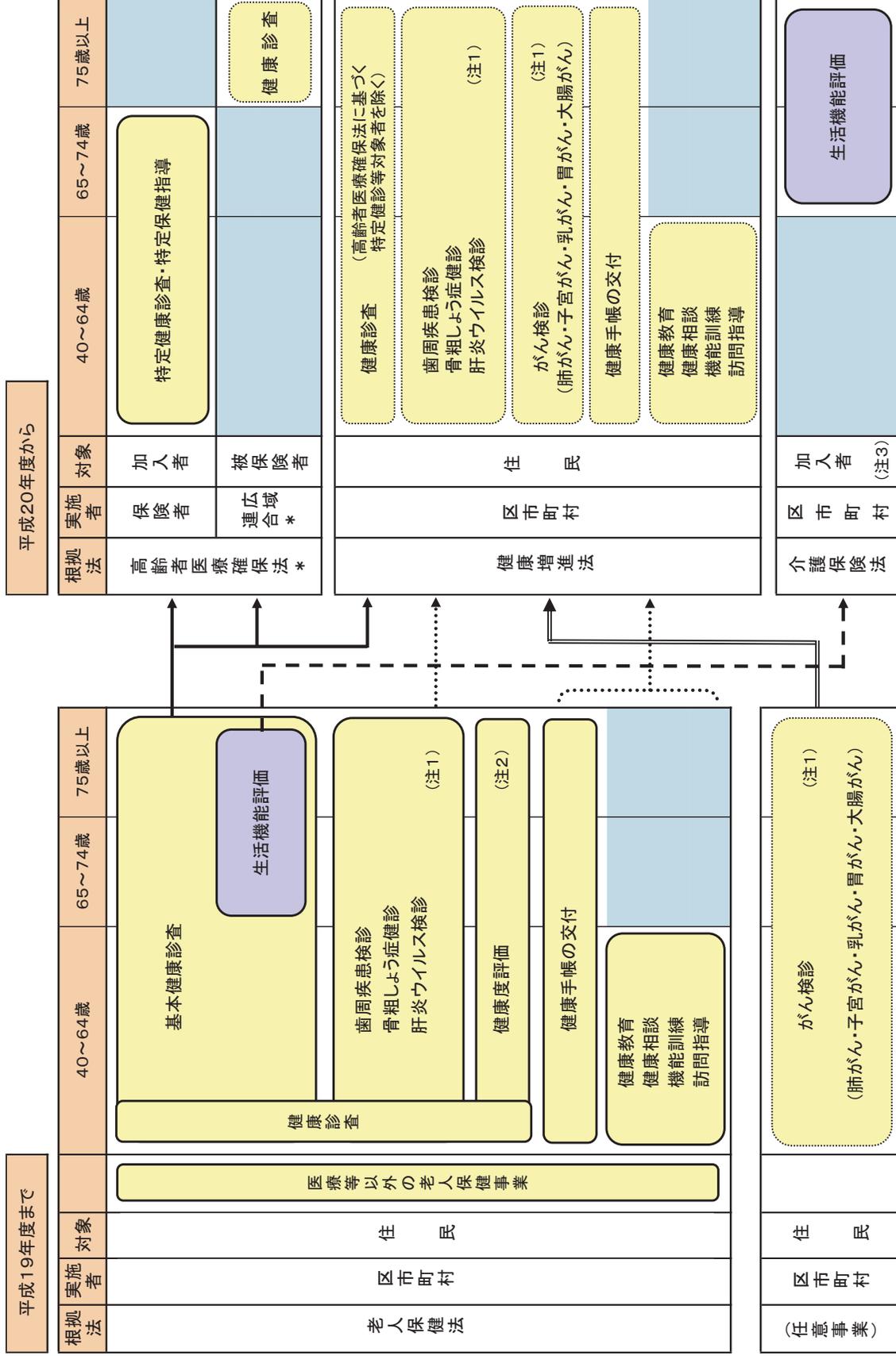
(1) 医療構造改革による老人保健事業(医療等以外)の再編

(2) 東京都健康推進プラン2.1評価推進戦略会議設置要綱

(3) 東京都健康推進プラン2.1評価推進戦略会議・部会委員名簿

- ① 東京都健康推進プラン2.1評価推進戦略会議委員名簿
- ② 東京都健康推進プラン2.1評価推進戦略会議
健康づくり活動検討部会委員名簿
- ③ 東京都健康推進プラン2.1評価推進戦略会議
特定健診・保健指導検討部会委員名簿

(1) 医療構造改革による老人保健事業(医療等以外)の再編



(注1)： それぞれ実施対象年齢が異なる。また、骨粗鬆症検診・子宮がん検診・乳がん検診は女性のみの。
 (注2)： 特定保健指導実施に伴い廃止
 (注3)： 介護保険の第1号被保険者(要介護者・要支援者を除く)
 (その他)： 労働安全衛生法に基づく事業主が従業員に対し実施する健康診断等は、引き続き実施される。医療保険法各法に基づく保健事業も同様。

* 高齢者医療確保法：「高齢者の医療の確保に関する法律」の略
 * 広域連合：「後期高齢者医療広域連合」の略
 * の事業実施は義務、 の事業実施は努力義務

(2)東京都健康推進プラン21 評価推進戦略会議設置要綱

平成18年7月7日
18福保保健第136号

(設置)

第1 東京都健康推進プラン21（以下「プラン21」という。）を着実に推進し、計画の実効性を確保するとともに、その推進にかかわる関係者間の連携・協力を図るため、東京都健康推進プラン21 評価推進戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 戦略会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プラン21の推進方策に関すること。
- (2) プラン21の目標指標の達成状況に係る調査及び評価・検証に関すること。
- (3) プラン21の推進にかかわる行政機関及び関係団体等の協力・連携体制の構築に関すること。
- (4) その他戦略会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3 戦略会議は、次に掲げる者のうちから東京都福祉保健局長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保険者団体の代表
- (3) 医療関係団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(座長)

第5 戦略会議に座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、戦略会議を代表し、会務を総括する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第6 戦略会議は、座長が招集する。

2 戦略会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 戦略会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(部会)

第7 戦略会議に部会を設置することができる。

2 部会長及び部会の委員は、座長がこれを指名する。

3 部会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(関係者の出席)

第8 座長は、必要があると認めるときは、戦略会議に委員以外の者の出席を求め、又は資料の提出等の方法により意見を聴くことができる。

(会議等の公開)

第9 会議（部会の会議を含む。以下同じ。）並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、個人情報に関する事項を除いて原則として公開する。

ただし、座長、部会長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決し、可否同数のときは、座長又は部会長の決するところにより、会議又は会議録等を公開しないことができる。

2 会議又は会議録等を公開するときは、座長又は部会長は必要な条件を付することができる

(庶務)

第10 戦略会議の庶務は、東京都福祉保健局保健政策部健康推進課において処理する。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、座長が戦略会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月7日から施行する。

(3) 東京都健康推進プラン21 評価推進戦略会議委員名簿

区分	委員氏名	所属
学識経験者	◎ 河原 和夫	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授
	○ 錦戸 典子	東海大学健康科学部看護学科教授
	橋 とも子	国立保健医療科学院人材育成部地域保健人材室長
関係団体	内藤 裕郎	社団法人東京都医師会副会長（平成19年2月～）
	近藤 太郎	社団法人東京都医師会理事
	高野 直久	社団法人東京都歯科医師会理事
保険者団体	飯山 幸雄	東京都国民健康保険団体連合会専務理事
	稲崎 行雄	健康保険組合連合会東京連合会専務理事
	川又 久義	東京社会保険事務局保険部保険管理課長
	野口 則行	新宿区地域文化部長（～平成19年3月）
	秋元 憲	北区区民部長（平成19年4月～）
	嶋原 健二	国立市市民部長（～平成19年6月）
	奥村 聖子	国立市福祉部参事（平成19年7月～）
関係行政機関	金田 麻里子	荒川区健康部長
	栗原 長次	国分寺市福祉保健部長（～平成19年3月）
	古橋 耕二郎	国分寺市福祉保健部長（平成19年4月～）
	手塚 隆久	東京労働局労働基準部労働衛生課長
	神山 健司	独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健推進センター副所長 （～平成19年3月）
	村上 良悦	独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健推進センター副所長 （平成19年4月～）
	上木 隆人	東京都八王子保健所長（～平成19年3月）
	早川 和男	東京都西多摩保健所長（平成19年4月～）

◎座長 ○副座長（敬称略）

東京都健康推進プラン21 評価推進戦略会議

健康づくり活動部会委員名簿

区分	委員氏名	所属
学識経験者	◎ 錦戸 典子	東海大学健康科学部看護学科教授
医療関係団体	目澤 朗憲	社団法人東京都医師会理事（～平成19年3月）
	松平 隆光	社団法人東京都医師会理事（平成19年4月～）
	高野 直久	社団法人東京都歯科医師会理事
保険者団体	畑中 正道	江東区区民部国保年金課保健事業担当係長
	岩澤 明宏	国立市福祉部保険年金課国民健康保険係長
	川村 志万代	東京都国民健康保険団体連合会企画事業部事業課保健事業係長 （～平成19年3月）
	北野 浩	東京都国民健康保険団体連合会企画事業部事業課保健事業係長 （平成19年4月～）
	長屋 亨	日本通運健康保険組合特命担当部長
	浅見 陽子	財団法人社会保険健康事業財団東京都支部保健師
関係団体	蔵方 康太郎	東京商工会議所中小企業・支部担当部支部課調査役（～平成19年3月）
	藤田 善三	東京商工会議所中小企業部課長（平成19年4月～）
	木村 芳夫	小平商工会事務局長
関係行政機関	川村 美弥子	足立区足立保健所健康推進課健康づくり担当係長
	志村 理恵	日野市健康福祉部健康課日野人健康係主査
	山本 正美	東京労働局労働基準部労働衛生課副主任労働衛生専門官
	市川 英一	財団法人日本予防医学協会健康増進開発本部主幹 （独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健推進センター基幹相談員）
	上木 隆人	東京都八王子保健所長（～平成19年3月）
	早川 和男	東京都西多摩保健所長（平成19年4月～）
	中村 裕二	福祉保健局医療政策部医療政策課歯科医療係長

◎部会長（敬称略）

東京都健康推進プラン21 評価推進戦略会議 特定健診・保健指導検討部会委員名簿

区分	委員氏名	所属
経験者 学識者	◎ 河原 和夫	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授
関係 医療 団体	近藤 太郎	社団法人東京都医師会理事
	高野 直久	社団法人東京都歯科医師会理事
保険者 団体	川上 輝幸	渋谷区区民部国保年金課長（～平成19年3月）
	柳澤 信司	渋谷区区民部国保年金課長（平成19年4月～）
	桜井 英幸	三鷹市市民部保険課長
	池田 善昭	東京都国民健康保険団体連合会企画事業部事業課長
	池田 紀史	全国硝子業健康保険組合常務理事
	吉澤 孝志	東京社会保険事務局保険部保険管理課保健福祉係長
	塚本 直克	東京都後期高齢者医療広域連合保険部管理課長
関係 行政 機関	槍田 康子	北区健康福祉部健康いきがい課長（～平成19年3月）
	道給 昌子	北区健康福祉部健康いきがい課長（平成19年4月～）
	田倉 芳夫	日野市健康福祉部健康課長
	山本 正美	東京労働局労働基準部労働衛生課副主任労働衛生専門官
	市川 英一	財団法人日本予防医学協会健康増進開発本部主幹 （独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健推進センター基幹相談員）
	齊藤 照代	東京労災病院勤労者予防医療センター労働衛生コンサルタント・保健師 （独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健推進センター基幹相談員）
	田中 修子	東京都多摩立川保健所副参事（地域保健推進担当）
	土屋 律子	福祉保健局医療政策部副参事（歯科担当）（～平成19年3月）
	椎名 恵子	福祉保健局医療政策部副参事（歯科担当）（平成19年4月～）
	佐藤 雅代	福祉保健局生活福祉部国民健康保険課区市町村指導係長 （～平成19年3月）
砂田 浩子	福祉保健局生活福祉部国民健康保険課区市町村指導係長 （平成19年4月～）	

◎部会長（敬称略）

東京都健康推進プラン21 新後期5か年戦略

登録番号 (19) 419

平成20年3月発行

編集・発行 東京都福祉保健局保健政策部健康推進課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03 (5320) 4356 (直) FAX 03 (5388) 1427
ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>

印刷 ラジャ商事株式会社
〒144-0032 東京都大田区北糀谷1-24-7
電話 03 (5737) 7606 (代) FAX 03 (5737) 7607